



平成25年5月14日

山 中 理 司 様

京都家庭裁判所事務局総務課長 桑 田 芳 男

司法行政文書開示通知書

平成25年5月1日付け（同月2日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成25年度京都家庭裁判所裁判官の配置，事務分配等規程（片面で10枚）

2 開示の実施方法等

写しの送付による。

（担当） 京都家庭裁判所総務課文書係 中村 敦

電話 075-722-7211（内線218）



平成25年度

京都家庭裁判所裁判官の配置，事務分配等規程

京 都 家 庭 裁 判 所

平成24年12月21日 裁判官会議決議

平成25年 1月 1日 施行

平成25年 3月18日 裁判官会議決議

平成25年 3月25日 施行

平成25年 4月 1日 施行

京都家庭裁判所の平成25年度における裁判官の配置，開廷の日割，裁判事務の分配及び代理順序並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

平成24年12月21日

京 都 家 庭 裁 判 所

第1条（裁判官の配置等）

京都家庭裁判所の裁判官の配置，事務の分配及び開廷日割は，別表第1のとおりとするほか，次条以下に定めるところによる。

第2条（本庁の家事事件の配付）

本庁の家事に関する事件（第4条に規定するものを除く。）は，家事部において定めるところにより，配付する。

第3条（本庁の少年事件の配付）

本庁の少年に関する事件（次条に規定するものを除く。）は，少年部において定めるところにより，配付する。

第4条（令状等の事務等の処理）

令状等の事務，観護措置決定及びその更新に対する各異議申立事件の処理については，本庁に所属する裁判官の協議により別途定める。

第5条（事件の回付）

本庁又は支部で取り扱うべき事件のうち，これを処理することが相当でないときは，申出により，裁判事務調整委員会において，これを本庁又は他の支部に回付することができる。ただし，次の場合は，同委員会の手続を要しない。

- 1 関連事件について関係各裁判官が協議の上，回付する場合
- 2 管轄区域の定め反して提起され，申し立てられ，又は送致された事件について，当該事件を本来審理すべき庁に回付する場合
- 3 少年事件について
 - (1) 本庁及び舞鶴支部のいずれにも管轄を有する事件を回付する場合

- (2) 保護者の住所が本庁及び舞鶴支部のいずれかの管轄区域内にあり，同区域を管轄する庁に回付する場合

第6条（裁判事務の代理順序）

- 1 本庁の合議係の裁判長に差し支えがあるときは，その部の裁判官が別表第1の合議係に掲げる順序によりこれを代理する。
- 2 本庁の合議係について，裁判官に差し支えがあつて，合議体を構成できないときは，所長が指名する他の裁判官が代理する。
- 3 本庁の単独係の裁判官に差し支えがあるときは，別表第2に掲げる順序によりこれを代理する。
- 4 前項に規定する代理すべき裁判官全員に差し支えがあるときは，所長が指名する裁判官が代理する。
- 5 支部の裁判官に差し支えがあるときは，別表第3に掲げる方法によりこれを代理する。
- 6 第1項から前項までの定め以外の代理順序については，その都度所長が定める。

第7条（司法行政事務の代理順序）

- 1 所長に差し支えがあるときは，別表第4に掲げる順序に従って代理する。
- 2 支部長に差し支えがあるときは，所長が指名する本庁の裁判官が代理する。

附 則

この規程は，平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成25年3月25日から施行する。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

(別表第1)

(本庁)

【平成25年度裁判官の配置、事務の分配表及び開廷日割】

部・係			家事部単独係							家事部合議係
			第1係	第2係	第3係	第4係	第5係	第6係	第7係	
開廷日割			家事部単独係裁判官申合せのとおり							随 時
事務分配			並 木 正 男	惣 脇 美奈子	小野木 等	鈴 木 雅 久	渡 邊 雅 道	小 山 裕 子	小松香織 (兼)	(裁判長) 小野木等 渡邊雅道, 惣脇美奈子, 小山裕子, 鈴木雅久, 小松香織 (兼)
審判事件 (遺産分割関連事件を除く。)	家事事件手続法別表第1記載事件(以下,「別表第1事件」と記載する。)	相続財産管理人関係事件及び不在者財産管理人関係事件【※1, 2】	△1/4	-	-	-	△2/4	-	△1/4	1 家事に関する裁定合議事件(全部) 2 人事訴訟に関する裁定合議事件(全部) 3 少年部の裁判官, 職員に対する除斥, 忌避及び回避申立に関する事件(全部) 4 少年部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件(全部) 5 国部支部の家事に関する裁定合議事件(全部)
		法定後見関係事件, 任意後見関係事件及び未成年後見選任事件(ア)【※3, 4】	-	○2/3	-	-	-	○1/3	-	
		上記(ア)に関する特別代理人選任事件(イ)	-	○1/2	-	-	-	○1/2	-	
		上記(イ)以外に関する特別代理人選任事件	-	-	-	-	○3/4	-	○1/4	
		児童福祉法28条事件	-	-	-	-	■1/1	-	-	
		遺言書検認事件	-	-	-	-	■1/1	-	-	
		相続放棄事件	-	○3/5	○2/5	-	-	-	-	
		上記以外の別表第1事件	-	-	-	-	○3/4	-	○1/4	
	家事事件手続法別表第2記載事件(以下,「別表第2事件」と記載する。)	遺産分割事件	-	○3/5	○2/5	-	-	-	-	
		遺産分割事件以外の別表第2事件	-	-	△2/5	△1/5	△2/5	-	-	
調停事件 (遺産分割関連事件を除く。)	別表第2事件	遺産分割事件(ウ)	-	○3/5	○2/5	-	-	-	-	
		別表第2事件以外の調停事件に関連する別表第2事件, 関連別表第2事件(エ)【※5】	○1/1	-	-	-	-	-	-	
		別表第2事件以外の調停事件に関連する別表第2事件, 関連別表第2事件(オ)【※6】	-	-	-	-	-	○1/1	-	
		(ウ), (エ)及び(オ)以外の別表第2事件	-	-	△1/5	△2/5	△2/5	-	-	
	別表第2事件以外の調停事件		●1/5	-	●1/5	●1/5	●1/5	●1/5	-	
遺産分割関連事件【※7】			-	□1/1	-	-	-	-	-	
家事共助事件			-	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5	-	
人事訴訟雑(家事雑)事件			-	-	-	○1/2	-	○1/2	-	
人事訴訟事件			-	-	-	○1/2	-	○1/2	-	
通常訴訟事件			-	-	-	○1/2	-	○1/2	-	
請求異議等訴訟事件			-	-	-	○1/2	-	○1/2	-	
保全命令事件及び保全異議事件			-	-	-	○1/2	-	○1/2	-	
■印を付した事件に関する差し戻し事件及び再審請求事件			-	1/1	-	-	-	-	-	
□印を付した事件に関する差し戻し事件及び再審請求事件			-	-	1/1	-	-	-	-	
○印を付した事件(事件種別ごと)に関する差し戻し事件及び再審請求事件			1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
△印を付した事件(事件種別ごと)に関する差し戻し事件及び再審請求事件			1/3	-	1/3	1/3	1/3	-	1/3	
●印を付した事件に関する差し戻し事件及び再審請求事件			1/5	-	1/5	1/5	1/5	1/5	-	

(本庁)

部・係		少年部単独係				少年部合議係
		第1係	第2係	第3係イ	第3係ロ	合議係
開廷日割		少年部単独裁判官申合せのとおり				随 時
裁判官名		小 松 香 織	谷 口 真 紀	小松香織（兼）	谷口真紀（兼）	（裁判長）谷口真紀 渡邊雅道（兼）、惣脇美奈子（兼）、小山裕子（兼）、 鈴木雅久（兼）、小松香織
一般非行事件	身柄事件	1/2	1/2	-	-	1 少年に関する裁定合議事件（全部） 2 家事部の裁判官、職員、家事調停官及び参与員に ○対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件並びに ○家庭裁判所調査官及び家事調停委員に対する除斥事 ○件（全部） 3 家事部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事 ○件（全部） 4 舞鶴支部の少年法第17条の2に定める事件（全 ○部）
	在宅事件	1/2	1/2	-	-	
簡易送致事件		1/2	1/2	-	-	
準少年保護事件		1/2	1/2	-	-	
少年審判等共助事件		1/2	1/2	-	-	
少年審判雑事件		1/2	1/2	-	-	
交通関係事件【※8】		-	-	1/2	1/2	
道路交通法違反事件等【※9】	共同危険行為	-	-	1/2	1/2	
	その他	-	-	1/2	1/2	
	集中審判、集団審判、反則金不納付事件	裁判官申合せによる				

- ※ 1 「相続財産管理人関係事件」とは、別表第1事件のうち相続財産管理人選任事件、相続人搜索の公告事件、相続財産管理人の権限外行為許可事件、相続財産管理人に対する報酬付与事件、相続財産管理人改任事件及び特別縁故者に対する財産分与事件をいう。
- 2 「不在者財産管理人関係事件」とは、不在者財産管理人選任事件、不在者財産管理人の権限外行為許可事件、不在者財産管理人に対する報酬付与事件、管理処分取消事件及び不在者財産管理人改任事件をいう。
- 3 「法定後見関係事件」とは、別表第1事件のうち後見開始事件、保佐開始事件及び補助開始事件をいう。
- 4 「任意後見関係事件」とは、別表第1事件のうち任意後見監督人選任事件及び後見開始等取消事件をいう。
- 5 「関連別表第2事件」とは、家事部第1係に現に係属している事件と関連する別表第2・審判事件（遺産分割事件を除く。）をいう。
- 6 「関連別表第2事件」とは、家事部第6係に現に係属している事件と関連する別表第2・審判事件（遺産分割事件を除く。）をいう。
- 7 「遺産分割関連事件」とは、家事部第2係に現に係属している遺産分割事件と関連する遺留分減殺調停事件並びに祭祀に関する権利の承継者の指定に関する審判事件及び調停事件をいう。
- 8 「交通関係事件」とは、自動車運転過失致死死傷事件、車両運転による（重）過失致死死傷事件、危険運転致死傷事件、自動車損害賠償補償○法違反事件及び道路運送車両法違反事件（いずれの事件についても道路交通法違反事件が併合されているものを含む。）をいう。
- 9 「道路交通法違反事件等」とは、道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件をいう。

支部	裁判官	開廷日割	事 務 分 配	
園 部	岩 松 浩 之	月（ただし、第1, 3, 5週）・火・水・金	当該支部に係属する事件	全 部 ただし、次の事件はいずれも本庁で取り扱う。 1 園部支部の家事に関する事件で合議体で裁判することが相当である事件 2 同支部の裁判官、職員及び参与員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件 3 同支部の家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件 4 同支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件
宮 津	渡 部 美 佳	月・火・水・金	当該支部に係属する事件	全 部 ただし、次の事件はいずれも舞鶴支部で取り扱う。 1 宮津支部の家事に関する事件で合議体で裁判することが相当である事件 2 同支部の裁判官、職員及び参与員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件 3 同支部の家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件 4 同支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件
舞 鶴	合議部 （裁判長・支部長） 渡 部 五 郎	随 時	1 当該事件に係属する合議事件	全 部 ただし、少年法第17条の2に定める事件は 本庁で取り扱う。
	渡 部 美 佳 （てん補）		2 宮津支部及び福知山支部の家事事件で 合議体で裁判することが相当である事件	全 部
	光 本 洋 （てん補）		3 宮津支部及び福知山支部の裁判官、職員 及び参与員に対する除斥、忌避及び回避申 立に関する事件並びに家庭裁判所調査官、 家事調停委員に対する除斥申立に関する事 件	全 部
	（本庁からてん補）		4 宮津支部及び福知山支部の裁判官が 担当した裁判に対する準抗告事件	全 部
	単独係 渡 部 五 郎		合議事件以外の当該支部に係属する事件	全 部
福知山	光 本 洋	水・木・金	当該支部に係属する事件	全 部 ただし、次の事件はいずれも舞鶴支部で取り扱う。 1 福知山支部の家事に関する事件で合議体で裁判することが相当である事件 2 同支部の裁判官、職員及び参与員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事 件 3 同支部の家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件 4 同支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件

(別表第2)

裁判事務の代理順序（本庁単独係）

差し支えのある係	代 理 順 序
家事部第1係	家事部第3係, 家事部第4係, 家事部第5係, 家事部第6係, 家事部第2係の順
家事部第2係	家事部第3係, 家事部第4係, 家事部第5係, 家事部第6係の順
家事部第3係	家事部第4係, 家事部第5係, 家事部第6係, 家事部第2係の順
家事部第4係	家事部第3係, 家事部第5係, 家事部第6係, 家事部第2係の順
家事部第5係	家事部第3係, 家事部第4係, 家事部第6係, 家事部第2係の順
家事部第6係	家事部第3係, 家事部第4係, 家事部第5係, 家事部第2係の順
少年部第1係	少年部第2係, 家事部第3係, 家事部第4係, 家事部第2係, 家事部第6係, 家事部第5係の順 ただし, 未特例判事補が担当できない事件については, 順次繰り上げる。
少年部第2係	少年部第1係, 家事部第3係, 家事部第4係, 家事部第2係, 家事部第6係, 家事部第5係の順 ただし, 未特例判事補が担当できない事件については, 順次繰り上げる。

少年部第3係イ	少年部第3係ロ，家事部第3係，家事部第4係，家事部第2係，家事部第6係，家事部第5係の順 ただし，未特例判事補が担当できない事件については，順次繰り上げる。
少年部第3係ロ	少年部第3係イ，家事部第3係，家事部第4係，家事部第2係，家事部第6係，家事部第5係の順 ただし，未特例判事補が担当できない事件については，順次繰り上げる。

(別表第3)

裁判事務の代理順序(支部)

差し支えのある支部	代 理 順 序
園部支部	所長が指名する本庁、宮津支部、舞鶴支部又は福知山支部の裁判官
宮津支部	舞鶴支部の裁判官、福知山支部の裁判官の順 福知山支部の裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する本庁又は園部支部の裁判官
舞鶴支部	宮津支部の裁判官、福知山支部の裁判官の順 福知山支部の裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する本庁又は園部支部の裁判官
福知山支部	宮津支部の裁判官、舞鶴支部の裁判官の順 舞鶴支部の裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する本庁又は園部支部の裁判官

(別表第4)

司法行政事務の代理順序

(所長の代理順序)

第1順位 裁判官 小野木 等

第2順位 裁判官 渡 邊 雅 道